

# 利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト

- 各種調査では、**約4割**の方が**普段からマイナンバーカードを携行**しています。
- 窓口・受付での声掛けや掲示の工夫がマイナ保険証の利用につながります。また、受診の際、より多くの方にマイナンバーカードを持参いただくためには、ホームページやリーフレットの見直しが有効です。ぜひ、以下のチェックリストを活用いただき、取組をお願いいたします。各種チラシやポスターについては、厚生労働省HPからダウンロード可能ですのでぜひご利用ください。(詳細は参考資料P1～4をご参照ください。)

## (その1 窓口・受付対応編)

<p>① <b>窓口での声掛け（「マイナンバーカードをご利用ください。」）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 受付の際、これまでの「健康保険証をお持ちですか」に替えて、まず「<b>マイナンバーカード（マイナ保険証）の利用</b>をお声かけしていますか。</li><li>● 持参されていない方には、「<b>ぜひ次回はマイナンバーカードをお持ちください</b>」とお声かけしていますか。</li><li>● <b>マイナンバーカードで資格確認できた患者に対して、特段の理由なく、改めて健康保険証の提示を求めるようなことをしていませんか。</b></li></ul>	<input type="checkbox"/>
<p>② <b>チラシ・ポスター等の配布・掲示</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用いただくために、<b>目に見えるところにポスター等が掲示されていますか。</b>ポスターの掲示は医療DX推進体制整備加算の要件の一つ（※）であり、一時金の支給条件にもなります。 ※要件を満たすポスターは参考資料のP2に掲載しております。</li><li>● 受付などに「保険証を提示ください」といったプレートなどを置いていませんか。「<b>マイナンバーカードの利用又は保険証の提示をお願いします</b>」との修正をお願いいたします。</li><li>● <b>厚生労働省では、外来患者に配布するためのチラシを作成</b>していますが、活用していますか。チラシの配布は、ポスターの掲示とともに一時金の支給条件となります。</li></ul>	<input type="checkbox"/>
<p>③ <b>健康保険証の利用申込みに関するご案内</b></p> <p>マイナンバーカードさえお持ちであれば、窓口のカードリーダーで健康保険証の利用申込みが可能です。薬局内の掲示等でご案内していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>④ <b>担当者の配置や専用レーン等の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● マイナンバーカード(マイナ保険証)を初めて利用される際に戸惑われる方もおられます。</li><li>● ご案内担当者を取組の最初の時期に配置することや、専用レーンの設置、ポップの掲示や導線を明らかにすることなどによって利用増につながっている例もあります。担当者の配置や専用レーンの設置、ポップ等のご案内の掲示など、積極的なご検討を行っていま</li></ul>	<input type="checkbox"/>

すか。	
-----	--

**(その2 ホームページ等のご案内見直し編)**

<p>⑥ <b>「持参するもの」に「マイナンバーカード（マイナ保険証）」も記載</b></p> <p>薬局のHPやリーフレットなどに、「外来の際に持ってくるもの」として、「健康保険証」のみを記載している場合、「<u>マイナンバーカード（マイナ保険証）</u>または<u>健康保険証</u>」に修正していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------